

ID: 53

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市宇津賀多目的交流館条例 第7条		
例 規 番 号	平成22年条例第1号		
【根拠条文】 (使用料) 第7条 使用者は、長門市使用料徴収条例(平成17年長門市条例第63号)に定める使用料を納入しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日